

令和 6 年度

高知県交通安全実施計画

高知県交通安全対策会議

ま　え　が　き

この高知県交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 25 条第 1 項に基づき策定された「第 11 次高知県交通安全計画（令和 3 年度から令和 7 年度）」を着実に推進するため、同法第 25 条第 3 項の規定により、令和 6 年度の県内における陸上交通の安全について、県及び指定地方行政機関等が講ずべき施策に関する計画を定めるものです。

昨年（令和 5 年）、高知県内で発生した交通事故の状況は次のとおりです。

発生件数 975 件（前年比 +32 件 +3.4 %）

死者数 23 人（前年比 -3 人 -11.5 %）

負傷者数 1,049 人（前年比 +39 人 +3.9 %）

死者数は、統計の残る昭和 27 年以降最少となりましたが、令和 4 年に比べ、発生件数、負傷者数ともに増加しました。死者数のうち高齢事故死者数は 11 人と、全交通事故死者の約半数となり、高齢化が進んでいる本県にとりまして、高齢者の事故防止は交通安全対策を進めるうえで大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、第 11 次高知県交通安全計画では「令和 7 年までに交通事故死者数を年間 25 人以下とする」目標を掲げています。

高知県交通安全対策会議では、目標の達成に向けて、県民の皆様の協力も得ながら、本計画に盛り込まれた諸施策を効果的に推進し「交通事故のない安全で安心な高知県の実現」を目指して努力を積み重ねてまいります。

高知県交通安全対策会議

目 次

体系表

第1部 道路交通の安全

1 道路交通環境の整備	
(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備	1
(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	3
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進	4
(4) 交通安全施設等整備事業の推進	7
(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実	9
(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	10
(7) 無電柱化の推進	11
(8) 地域の実情に合わせた交通安全施設等の整備	12
(9) 効果的な交通規制の推進	13
(10) 自転車利用環境の総合的整備	14
(11) ITSの活用	15
(12) 交通需要マネジメントの推進	16
(13) 総合的な駐車対策の推進	17
(14) 道路交通情報の充実	18
(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	20
2 交通安全思想の普及と徹底	
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	21
(2) 効果的な交通安全教育の推進	25
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	26
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	31
(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	33
3 安全運転の確保	
(1) 運転者教育等の充実	34
(2) 運転免許制度の改善	36
(3) 安全運転管理の推進	37
(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	38
(5) 交通労働災害の防止等	39
(6) 道路交通に関連する情報の充実	40
4 車両の安全性の確保	
(1) 自動車の検査及び点検整備の充実	41
(2) 自転車の安全性の確保	42

5 道路交通秩序の維持	
(1) 交通の指導取締りの強化等	43
(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	45
(3) 暴走族等対策の推進	46
6 救助・救急活動の充実	
(1) 救助・救急体制の整備	48
(2) 救急医療体制の充実	50
(3) 救急医療機関の協力体制の確保等	51
7 被害者支援の充実と推進	
(1) 無保険（無共済）車両対策の徹底	52
(2) 交通事故相談活動の推進	53
(3) 交通事故被害者支援の充実強化	54
8 南海トラフ地震などの災害に備えた道路交通の安全の確保	
(1) 災害に備えた道路交通環境の整備	55
(2) 災害に備えた交通安全情報の普及啓発	56

第2部 鉄道交通の安全

1 鉄道交通環境の整備	
(1) 鉄道施設等の安全性の向上	57
(2) 運転保安設備等の整備	58
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	59
3 鉄道の安全な運行の確保	
(1) 保安監査の実施	60
(2) 運転士の資質の保持	61
(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	62
(4) 気象情報等の充実	63
(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	64
(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	65
(7) 計画運休への取組	66
4 鉄道車両の安全性の確保	67
5 救助・救急活動の充実	68
6 被害者支援の推進	69
7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止	70

第3部 踏切道における交通の安全

1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	71
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	72
3 踏切道の統廃合の促進	73
4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	74

体 系 表

柱 事 業 名

実 施 項 目

実 施 機 閣

I 道 路 交 通 の 安 全	1 道 路 交 通 環 境 の 整 備	(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備	地方整備局 県道路課	県警交通指導課 県都市計画課	県警交通規制課
		(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	地方整備局	県警交通規制課	
		(3) 幹線道路における交通安全対策の推進	地方整備局 県道路課	県警交通規制課 県都市計画課	県警高速道路交通警察隊 西日本高速道路(株)
		(4) 交通安全施設等整備事業の推進	地方整備局	県警交通規制課	県道路課
		(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実	県交通運輸政策課		
		(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	地方整備局 県都市計画課	県警交通規制課	県道路課
		(7) 無電柱化の推進	地方整備局	県道路課	県都市計画課
		(8) 地域の実情に合わせた交通安全施設等の整備	県港湾・海岸課		
		(9) 効果的な交通規制の推進	県警交通規制課		
		(10) 自転車利用環境の総合的整備	地方整備局 県道路課	県警交通規制課 県都市計画課	県県民生活課
		(11) I T Sの活用	県警交通規制課		
		(12) 交通需要マネジメントの推進	地方整備局	県交通運輸政策課	
		(13) 総合的な駐車対策の推進	運輸局 県警交通規制課	県警交通企画課	県警交通指導課
		(14) 道路交通情報の充実	地方整備局 県道路課	総合通信局	県警交通規制課
		(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	地方整備局 県道路課	県警交通規制課 西日本高速道路(株)	県子ども家庭課
II 道 路 交 通 の 安 全	2 交 通 安 全 思 想 の 普 及 と 徹 底	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	県警交通企画課 県長寿社会課	県教委学校安全対策課 県障害福祉課	県教委幼保支援課 県県民生活課
		(2) 効果的な交通安全教育の推進	県警交通企画課	県県民生活課	
		(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	県警交通企画課 県障害福祉課	県教委学校安全対策課 県県民生活課	県広報広聴課 西日本高速道路(株)
		(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	運輸局	県警交通企画課	県県民生活課
		(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	県県民生活課		
III 道 路 交 通 の 安 全	3 安 全 運 転 の 確 保	(1) 運転者教育等の充実	県警交通企画課 県交通運輸政策課	県警運転免許センター	県県民生活課
		(2) 運転免許制度の改善	県警運転免許センター		
		(3) 安全運転管理の推進	県警交通企画課		
		(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	運輸局		
		(5) 交通労働災害の防止等	労働局		
		(6) 道路交通に関連する情報の充実	気象台	県消防政策課	
IV 道 路 交 通 の 安 全	4 車両の安全性の確保	(1) 自動車の検査及び点検整備の充実	運輸局		
		(2) 自転車の安全性の確保	県警交通企画課	県教委学校安全対策課	県県民生活課

体 系 表

柱	事業名	実施項目	実施機関		
I 道路交通の安全	5 秩序道路の維持交通	(1) 交通の指導取締りの強化等 (2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 (3) 暴走族等対策の推進	県警交通指導課 県警交通指導課 運輸局 県県民生活課	県警高速道路交通警察隊 西日本高速道路(株) 県警交通指導課 県教委学校安全対策課	
	6 活動救助充実救急	(1) 救助・救急体制の整備 (2) 救急医療体制の充実 (3) 救急医療機関の協力体制の確保等	県警交通企画課 県消防政策課 西日本高速道路(株) 県保健政策課	県警運転免許センター 県健康対策課 県医療政策課	県教委学校安全対策課 県医療政策課
	7 の充被害者と支援促進	(1) 無保険(無共済)車両対策の徹底 (2) 交通事故相談活動の推進 (3) 交通事故被害者支援の充実強化	運輸局 県県民生活課 運輸局	県警交通企画課 県消防政策課 県警交通指導課	県医療政策課 県県民生活課
	8 南海トラフ地震などの災害に備えた道路交通の安全の確保	(1) 災害に備えた道路交通環境の整備 (2) 災害に備えた交通安全情報の普及啓発	地方整備局 県道路課 総合通信局 県県民生活課	県警交通規制課 西日本高速道路(株) 地方整備局 県道路課	県南海トラフ地震対策課 県警交通規制課 西日本高速道路(株)
II 鉄道交通の安全	1 鉄道交通環境の整備	(1) 鉄道施設等の安全性の向上 (2) 運転保安設備等の整備	運輸局 とさでん交通(株) 四国旅客鉄道(株)	四国旅客鉄道(株) 土佐くろしお鉄道(株) とさでん交通(株)	土佐くろしお鉄道(株)
	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及		運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)
	3 鉄道の安全な運行の確保	(1) 保安監査の実施 (2) 運転士の資質の保持 (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用 (4) 気象情報等の充実 (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 (6) 運輸安全マネジメント評価の実施 (7) 計画運休への取組	運輸局 とさでん交通(株) 運輸局 とさでん交通(株) 運輸局 とさでん交通(株) 運輸局 とさでん交通(株) 運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株) 土佐くろしお鉄道(株) 四国旅客鉄道(株) 土佐くろしお鉄道(株) 四国旅客鉄道(株) 土佐くろしお鉄道(株) 四国旅客鉄道(株) 土佐くろしお鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株) とさでん交通(株) 土佐くろしお鉄道(株) 土佐くろしお鉄道(株) 四国旅客鉄道(株) 土佐くろしお鉄道(株) 四国旅客鉄道(株) 土佐くろしお鉄道(株)
	4 鉄道車両の安全性の確保		運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)
	5 救助・救急活動の充実		運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株) 県消防政策課	土佐くろしお鉄道(株) 県医療政策課
	6 被害者支援の推進		運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)
	7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止		運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)
	8 踏切道における交通の安全	1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 3 踏切道の統廃合の促進 4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	運輸局 とさでん交通(株) 運輸局 とさでん交通(株) 運輸局 とさでん交通(株) 運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株) 四国旅客鉄道(株) 四国旅客鉄道(株) 四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株) 土佐くろしお鉄道(株) 土佐くろしお鉄道(株) 土佐くろしお鉄道(株)

第1部 道路交通の安全		
1 道路交通環境の整備		
(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備		地方整備局
ア 生活道路における交通安全対策の推進		県警交通指導課
イ 通学路等の歩道整備等の確保	機関名	県警交通規制課
ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備		県道路課 県都市計画課
実施計画		
ア 生活道路における交通安全対策の推進		
(地方整備局)		
・対策エリアの計画策定に関する支援を実施		
(県警交通指導課)		
・信号機のない横断歩道における歩行者妨害違反などの交差点関連違反に重点を指向した交通指導取締りを強化することによって、ドライバーに歩行者優先の意識を浸透させ、高齢者・障害者等を保護する「人にやさしい歩行空間」の確保及び交通環境の確立		
・悪質性・危険性・迷惑性の高い違法駐車に対する取締りを強化し、高齢者・障害者等の安全で円滑な移動を阻害する要因の排除		
(県警交通規制課)		
・「ゾーン 30 プラス」の整備推進に努めるとともに、速度抑制や通過交通の抑制・排除などに重点を置いた「人にやさしい歩行空間」を確保するための安全対策の推進		
・生活道路における信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等の整備		
イ 通学路等の歩道整備等の確保		
(地方整備局)		
・「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」第3条に基づく通学路指定13箇所で歩道、自転車歩行者道等の整備及び計画を推進		
国道33号　日下歩道、岩目地歩道		
国道55号　川北自歩道、吉良川大橋側道橋		
国道56号　蓮池交差点改良、北地歩道、百石自転車通行環境、下呂地歩道、拳ノ川歩道、灘歩道、具同歩道、磯ノ川歩道、押ノ川歩道		
(県道路課)		
・通学路交通安全プログラムに位置付けられた交通安全対策を35工区で実施		
その他の交通安全対策事業により、歩道及び自転車歩行者道等を11工区で実施		
(県都市計画課)		
・(都)朝倉駅針木線(中工区・北工区)、(都)高知南国線(篠原工区)、(都)はりまや町一宮線(はりまや工区)、(都)旭駅城山町線(旭町工区)、(都)右山角崎線の事業進捗を図る。		
※(都)…都市計画道路		
ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備		
(地方整備局)		
・前述イと同じ		

(県警交通規制課)

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に対応した視覚障害者付加装置及びエスコートゾーンの整備
- ・信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等の整備

(県道路課)

- ・交通安全対策事業により、歩道の新設や道幅の狭い歩道の拡幅を実施

(県都市計画課)

- ・前述イに同じ

第1部 道路交通の安全		
1 道路交通環境の整備		
(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	機関名	地方整備局 県警交通規制課
実施計画		
(地方整備局) <ul style="list-style-type: none"> ・整備箇所 <p>高知東部自動車道、阿南安芸自動車道 板木野防災、越知道路（2工区） 窪川佐賀道路、佐賀大方道路、大方四万十道路、宿毛内海道路</p> (県警交通規制課) ・高速道路等と並行する国道及びその周辺道路において交通実態に即した交通規制等となるよう規制等の見直しの推進 		

第1部 道路交通の安全		
1 道路交通環境の整備		
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進		
ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進 イ 事故危険箇所対策の推進 ウ 幹線道路における交通規制 エ 重大事故の再発防止 オ 適切に機能分担された道路網の整備 カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進 キ 道路の改築等による交通事故対策の推進 ク 交通安全施設等の高度化	機関名	地方整備局 県警交通規制課 県警高速道路交通警察隊 県道路課 県都市計画課 西日本高速道路（株）
実施計画		
ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進 (地方整備局) ・平成26年度までに対策立案した73区間について、引き続き対策を推進 ・国道33号 旭町交差点改良、日下歩道、川内ヶ谷橋視距改良、引地橋側道橋、岩目地歩道 ・国道55号 川北自歩道、吉良川大橋側道橋 ・国道56号 百石西交差点改良、蓮池交差点改良、朝倉甲交差点改良、北地歩道、 百石自転車通行環境、下呂地歩道、拳ノ川歩道、小黒ノ川視距改良、 灘歩道、具同步道、磯ノ川歩道、押ノ川歩道		
イ 事故危険箇所対策の推進 (地方整備局) ・平成25年度までに対策立案した60箇所について、引き続き対策を推進 ・平成28年度に指定した14箇所、令和3年度に指定した3箇所について事故発生要因の分析・ 対策立案を実施するとともに対策を推進 (県警交通規制課) ・信号機現示組合せの工夫等により横断歩行者の安全の確保 ・信号灯器の視認性を向上させるため、信号灯器のLED化 (県道路課) ・事故危険箇所の対策を推進 (県都市計画課) ・街路事業実施予定箇所に事故危険区間が追加された場合には改築実施		
ウ 幹線道路における交通規制 (地方整備局) ・安全で円滑な交通確保のため、交通規制の見直しや、臨時交通規制を実施 (県警交通規制課) ・最高速度規制見直しの実施 ・交通の状況、交通事故の発生状況、地域住民の意見等を総合的に勘案して、交通実態に即した交 通規制となるよう規制見直しの推進		

(西日本高速道路株式会社)

- ・高知自動車道 暫定2車線区間（高知IC～須崎東IC間）において、舗装補修・構造物点検等の維持修繕作業のため、夜間通行止め（春季夜間・秋季夜間）を実施する。
- ・高知自動車道 暫定2車線区間（高知IC～須崎東IC間）において、標識の視認性の向上に向けた標識取替工事のため、夜間通行止め（春季夜間・秋季夜間）を実施する。
- ・工事の集約を行うことで、片側交互交通規制を削減し、交通安全を確保する。

エ 重大事故の再発防止

(地方整備局)

- ・社会的に大きな影響を与える重大事故（死亡事故等）が発生した際、当該箇所の事故発生の要因について道路管理者と警察共同で現地調査を行い、簡易対策については短期間で実施し、重大事故の再発防止を図る

(県道路課)

- ・社会的に大きな影響を与える重大事故（死亡事故等）が発生した際、当該箇所の事故発生の要因について道路管理者と警察が共同で現地調査を行い、簡易対策については短期間で実施し、重大事故の再発防止を図る

オ 適切に機能分担された道路網の整備

(地方整備局)

・整備箇所

高知東部自動車道、阿南安芸自動車道

板木野防災、越知道路（2工区）

窪川佐賀道路、佐賀大方道路、大方四万十道路、宿毛内海道路

歩道、自歩道整備等（15箇所）

(県道路課)

・バイパス整備を実施

- ・交通安全対策事業により、歩道及び自転車歩行者道等を48工区で実施

(県都市計画課)

- ・国道195号のバイパス機能を有する（都）高知南国線（篠原工区）の整備

カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

(地方整備局)

- ・交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設の整備を計画的に進める。

(県警高速道路交通警察隊)

- ・道路管理者に対して、対面通行区間における交通事故防止のためのワイヤー式防護柵等を、橋梁、トンネル等への設置の検討や逆走、歩行者及び自転車等の立入事案防止のため、更なる警戒標識、道路標示等の整備に関する申し入れの実施
- ・交通渋滞発生のおそれのある連休、年末年始等の期間における、情報板への道路交通情報の表示依頼や、白黒パトカーによる駐留警戒など、総合的な事故防止対策の実施
- ・関係機関と連携し、ドライバーサービスを中心とした高速道路の安全利用及び交通事故防止に関する広報啓発活動の推進

(西日本高速道路株式会社)

- ・以下のとおり事故防止対策を推進する。
 - 完成 4 車線区間 舗装補修工事 (約 2.3 km)
 - 暫定 2 車線区間 舗装補修工事 (約 1.0 km)
 - 完成 4 車線区間 路面標示工事 (約 2.3 km)
 - 暫定 2 車線区間 路面標示工事 (約 6.8 km)

キ 道路の改築等による交通事故対策の推進

(地方整備局)

- ・前述に同じ
- (県道路課)
- ・前述に同じ
- (県都市計画課)
- ・(都) 朝倉駅針木線（中工区・北工区）、(都) 高知南国線（篠原工区）、(都) はりまや町一宮線（はりまや工区）、(都) 旭駅城山町線（旭町工区）、(都) 右山角崎線の事業進捗を図る。

ク 交通安全施設等の高度化

(地方整備局)

- ・道路標識の高輝度化や高視認性区画線等の整備
- (県警交通規制課)
- ・道路標識・道路標示の高輝度化の推進
- ・信号灯器の LED 化の推進

第1部 道路交通の安全		
1 道路交通環境の整備		
(4) 交通安全施設等整備事業の推進		
ア 交通安全施設等の戦略的維持管理		
イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進		機関名
ウ 幹線道路対策の推進		地方整備局
エ 交通円滑化対策の推進		県警交通規制課
オ ITS の推進による安全で快適な道路交通環境の実現		県道路課
カ 道路交通環境整備への住民参加の促進		
キ 道路交通環境連絡協議会等の活用		
実施計画		
ア 交通安全施設等の戦略的維持管理		
(地方整備局)		
・「インフラ長寿命化基本計画」等に即して、交通安全施設の効能が損なわれないよう、効率的かつ適切な維持管理を行う。		
(県警交通規制課)		
・老朽化している信号機等交通安全施設の更新		
・信号灯器のLED化の推進		
イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進		
(地方整備局)		
・歩行空間等の整備について、15箇所で歩道及び自転車歩行者道等の整備及び計画の推進		
国道33号　日下歩道、引地橋側道橋、岩目地歩道		
国道55号　川北自歩道、吉良川大橋側道橋		
国道56号　蓮池交差点改良、北地歩道、百石自転車通行環境整備、下呂地歩道、拳ノ川歩道、小黒ノ川視距改良、灘歩道、具同步道、磯ノ川歩道、押ノ川歩道		
(県警交通規制課)		
・「ゾーン30プラス」の推進に努めるとともに、生活道路における速度抑制や通過交通の抑制・排除などに重点を置いた「人にやさしい歩行空間」を確保する安全対策の推進		
(県道路課)		
・交通安全事業により、歩道及び自転車歩行者道等を48工区で実施		
ウ 幹線道路対策の推進		
(地方整備局)		
・事故ゼロプラン、事故危険箇所の残区間において、順次整備実施		
(県警交通規制課)		
・道路改良に併せた交差点形状の見直しによる信号機の移設		
(県道路課)		
・事故危険箇所の対策を推進		

エ 交通円滑化対策の推進

(地方整備局)

- ・渋滞対策を講じる等交通の円滑化を推進するとともに、自動車からの二酸化炭素排出の抑止を推進する。

(県警交通規制課)

- ・信号機の新設・戦略的維持管理による更新・必要性の低下した信号機の撤去

オ ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現

(県警交通規制課)

- ・信号機の集中化の推進
- ・信号情報活用運転支援システムの拡充整備

カ 道路交通環境整備への住民参加の促進

(地方整備局)

- ・「道の相談室」「標識意見箱」「道路緊急ダイヤル（#9910）」を活用し、道路整備に反映

(県警交通規制課)

- ・関係機関と連携した、標識 BOX や信号機 BOX、交通規制相談電話等に寄せられた要望苦情に対する対策の実施

(県道路課)

- ・「道の相談室」や「知事へのメール（手紙）」、「通学路点検」、相談電話（県民の声）を参考とし、その意見を道路整備に反映するよう努める

キ 道路交通環境連絡協議会等の活用

(県道路課)

- ・高知県道路交通環境安全推進連絡会議において、事故危険箇所等での対策後のフォローアップ等を実施

第1部 道路交通の安全		
1 道路交通環境の整備		
(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実	機関名	県交通運輸政策課
実施計画		
(県交通運輸政策課) ・市町村等の地域公共交通計画の策定及び計画に掲げる取り組みを支援		

第1部 道路交通の安全		
1 道路交通環境の整備		
(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	機関名	地方整備局 県警交通規制課 県道路課 県都市計画課
実施計画		
<p>(地方整備局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全対策事業による歩道及び自転車歩行者道等の整備 <p>(県警交通規制課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信号灯器のLED化の推進 ・視覚障害者用信号付加装置の整備の推進 <p>(県道路課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全対策事業による歩道及び自転車歩行者道等の整備 <p>(県都市計画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(都) 朝倉駅針木線（中工区・北工区） (都) 高知南国線（篠原工区）、(都) はりまや町一宮線（はりまや工区）、(都) 旭駅城山町線（旭町工区）、(都) 右山角崎線の事業進捗を図ることにより、歩道の設置や段差・傾きの解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備など安全な歩行空間を整備する。 		

第1部 道路交通の安全

1 道路交通環境の整備

(7) 無電柱化の推進

機関名	地方整備局 県道路課 県都市計画課
-----	-------------------------

実施計画

(地方整備局)

- ・国道 56 号 高知市桟橋通 3 丁目～北高見町（工事推進）

(県道路課)

○無電柱化推進のため、以下について取り組む。

- ・道路法第 37 条に基づく新設電柱の占用制限の徹底
- ・無電柱化の推進に関する法律第 12 条に規定する事業について通知の徹底

(県都市計画課)

- ・(都) はりまや町一宮線（はりまや工区）、(都) 旭駅城山町線（旭町工区）において、無電柱化の事業の推進を図る。
- ・(都) 朝倉駅針木線（北工区）において、無電柱化に向け関係機関との連携を図る。

第1部 道路交通の安全

1 道路交通環境の整備

(8) 地域の実情に合わせた交通安全施設等の整備	機関名	県港湾・海岸課
ア 臨港道路の整備		

実施計画

ア 臨港道路の整備

(県港湾・海岸課)

- ・臨港道路の照明灯をLEDへ更新
(高知港 臨港道路)
- ・臨港道路の照明灯をLEDへ更新
(須崎港 臨港道路)
- ・臨港道路の照明灯をLEDへ更新
(宿毛湾港 臨港道路)

第1部 道路交通の安全

1 道路交通環境の整備

(9) 効果的な交通規制の推進

機関名

県警交通規制課

実施計画

(県警交通規制課)

- ・地域の特性に応じた交通規制

地域住民等の要望を踏まえるとともに、現地調査等を行い交通事故の発生状況や規制の必要性、妥当性を精査のうえ、優先順位を付した効果的な規制の実施

- ・安全で機能的な都市交通確保のための交通規制

生活道路対策、歩行者・自転車対策、交通事故危険箇所対策、高齢者・障害者等の安全に資する歩行空間等の整備等、各種対策を複合的に検討した効果的な交通規制の実施

- ・より合理的な交通規制

最高速度規制の見直し、信号周期の見直し、必要性の低下した信号機の撤去、交通規制の廃止など、より合理的な交通規制の推進

第1部 道路交通の安全		
1 道路交通環境の整備		
(10) 自転車利用環境の総合的整備		地方整備局 県警交通規制課 県県民生活課 県道路課 県都市計画課
ア 安全で快適な自転車利用環境の整備 イ 自転車等の駐車対策の推進	機関名	
実施計画		
ア 安全で快適な自転車利用環境の整備 (県警交通規制課)		
・車道通行を前提とした、自転車の横断方法を明確にし、自動車との衝突事故発生を防ぐため、普通自転車通行可の交通規制が実施されている歩道をつなぐ自転車横断帯を原則撤去 (県都市計画課)		
・市町から新たなコミュニティサイクルなどの自転車利用促進の要望があれば支援を実施		
イ 自転車等の駐車対策の推進 (地方整備局)		
・年2回の放置自転車の取り締まりを実施予定 (県県民生活課)		
・高知県自転車対策連絡協議会による自転車マナーアップキャンペーン（5月）の実施 ・自転車マナーアップキャンペーンポスターの作成、掲示 ・ラジオ等・CM放送・デジタルサイネージ等を利用した広報活動の実施 (県都市計画課)		
・市町から新たな駐輪場整備についての相談があれば支援を実施		

第1部 道路交通の安全		
1 道路交通環境の整備		
(11) I T Sの活用		
ア 道路交通情報通信システムの整備 イ 新交通管理システムの推進	機関名	県警交通規制課
実施計画		
<p>ア 道路交通情報通信システムの整備 (県警交通規制課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で円滑な道路交通を確保するための道路交通情報の拡充 <p>イ 新交通管理システムの推進 (県警交通規制課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通管理の最適化を図るための高度化光ビーコンの更新整備等 		

第1部 道路交通の安全

1 道路交通環境の整備

(12) 交通需要マネジメントの推進

機関名

地方整備局
県交通運輸政策課

実施計画

ア 公共交通機関利用の促進

(県交通運輸政策課)

○利便性の向上、効率化により利用者増

- ・「キャッシュレス決済」、「バスロケーションシステム」の導入を支援

○高齢者や障がい者への配慮（利用しやすい環境づくり）

- ・路線バスの低床車両の導入を支援

○広報・啓発活動による県民の意識醸成

- ・小学生向けの啓発パンフレット等の配付

○県庁内 5 2 0 運動の実施

- ・5 2 0 運動の参加率向上に向けた、運動参加への呼びかけを実施

第1部 道路交通の安全		
1 道路交通環境の整備		
(13) 総合的な駐車対策の推進		
ア きめ細かな駐車規制の推進	機関名	運輸局
イ 違法駐車対策の推進		県警交通企画課
ウ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚		県警交通指導課
エ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進		県警交通規制課
実施計画		
ア きめ細かな駐車規制の推進		
(運輸局)		
・関係団体による自主的な取組を、今後も引き続き実施を要請		
(県警交通規制課)		
・地域の交通実態及び駐車需要に応じた交通規制の実施・見直しを行い、きめ細かな駐車規制の推進		
イ 違法駐車対策の推進		
(県警交通指導課)		
・警察官による悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反の取締り		
警察官による駐車取締りについては、違法駐車実態を把握分析するとともに、取締り要望等を踏まえた上で、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を指向した取締りの実施		
・駐車監視員の効果的な運用		
駐車監視員を運用している高知警察署、高知南警察署及び高知東警察署管内の駐車監視員活動ガイドラインについては、違法駐車実態の分析及び取締り要望等を踏まえた上で隨時見直し、分析等に基づいた効果的な巡回活動の実施		
駐車監視員の巡回頻度については、苦情が多い土・日曜を中心休日の違法駐車対策を強化するとともに、薄暮時に巡回活動をシフトして夕方のラッシュ時間帯の交通流の円滑化を図る		
・放置違反金の督促の指定納付期限までに納付が為されない未収案件については、督促状、電話連絡、訪問等による督促等を行い、任意の納付を促すとともに、任意納付に応じない者に対しては、計画的かつ適正な滞納処分の執行に努めることにより、徴収事務の強化を図る		
ウ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚		
(県警交通企画課)		
・報道機関、ラジオ、ホームページ、SNS等の各種広報媒体を活用した広報啓発活動の実施		
・地域交通安全活動推進委員と協力した広報啓発活動の実施		
エ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進		
(県警交通規制課)		
・道路管理者等関係機関と連携した駐車対策の推進		

第1部 道路交通の安全		
1 道路交通環境の整備		
(14) 道路交通情報の充実		地方整備局
ア 情報収集・提供体制の充実	機関名	総合通信局
イ ITSを活用した道路交通情報の高度化		県警交通規制課
ウ 分かりやすい道路交通環境の確保		県道路課
実施計画		
ア 情報収集・提供体制の充実		
(総合通信局)		
・コミュニティ放送局の開設		
「コミュニティ放送」は、市区町村の全部又は一部の区域を対象とするFM放送で、当該地域に密着したきめ細かな道路交通情報や商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与しており、地域住民や観光客等から好評を得ている。周波数事情が許す限りの普及を図る。		
(地方整備局)		
・CCTV		
新設 13 基（土佐）：国道 32 号 2 基、国道 33 号 1 基、国道 56 号 6 基 南国安芸道路 4 基		
新設 3 基（中村）：国道 56 号 3 基		
・道路情報板		
更新 5 基（土佐）：国道 32 号 2 基、国道 33 号 2 基、国道 55 号 1 基		
(県警交通規制課)		
・情報収集・提供体制の充実を図るための車両感知器の整備		
・光ビーコンの更新整備等高度化の推進		
・交通流監視カメラの整備		
イ ITSを活用した道路交通情報の高度化		
(地方整備局)		
・ETC2.0データを活用し、事故危険箇所や生活道路対策等の対策を行うにあたり、計画策定の基となる資料の作成を行い、協力依頼のあった自治体に対して情報提供 また、対策後の効果検証にも活用		
(総合通信局)		
・ITSを活用した道路交通情報の高度化		
ITS用の周波数として、国際的に検討が進む5.9GHz帯に、新たにV2X（Vehicle to everything：車とあらゆるものとの通信）システムを導入するための周波数の検討及び制度整備等を推進する。		
また、内閣府の総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）に設置された戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「自動運転（システムとサービスの拡張）」の枠組みを活用して、産学官・関係府省庁間で連携しつつ、自動運転の実現に向けた研究開発や大規模実証実験等の取組を推進する。		
(県警交通規制課)		
・光ビーコンの更新整備等高度化の推進		

ウ 分かりやすい道路交通環境の確保

(県警交通規制課)

- ・道路標識の高輝度化等の推進

第1部 道路交通の安全		
1 道路交通環境の整備		
(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備		地方整備局 県警交通規制課 県子ども家庭課課 県道路課 西日本高速道路（株）
ア 道路の使用及び占用の適正化等	機関名	
イ 子どもの遊び場等の確保		
ウ 道路法に基づく通行の禁止又は制限		
実施計画		
ア 道路の使用及び占用の適正化等		
(地方整備局)		
・道路占用連絡調整会議開催		
・道路巡回による不法占用物件（路上の置看板等）撤去指導		
・路上工事抑制の継続実施 直轄国道における路上工事抑制カレンダー作成		
(県警交通規制課)		
・道路使用等の適正化を図るため、高知市内（土佐山、鏡、春野を除く）においては、専門調査員（1人）による現地調査の実施		
・県下における道路を使用した各種イベント等に対する、交通への影響を勘案した安全対策等の意見の申入の実施		
(県道路課)		
・道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発等の取り組みとして、8月の「道路ふれあい月間」にあわせて、道路愛護団体等を表彰		
イ 子どもの遊び場等の確保		
(県子ども家庭課)		
・児童館、児童センターを子どもの遊びの拠点、居場所として有効に活用するため、児童館、児童センターを拠点として活動する地域組織の活動費に対しての助成（2市町村 4団体）		
ウ 道路法に基づく通行の禁止又は制限		
(地方整備局)		
・道路法に基づく通行の禁止又は制限を適切に実施		
・特殊車両の通行許可における現地指導取り締まりの実施		
・過積載防止のため、過積載防止強化月間である11月に道路情報板への表示		
(県警交通規制課)		
・道路管理者と連携して通行の禁止又は制限の実施		
(県道路課)		
・過積載の防止のため、過積載防止月間（11月）に道路情報板への啓発標語を表示するなどの取組を実施		
(西日本高速道路株式会社)		
・異常気象等による交通の危険時における迅速かつ的確な通行の禁止又は制限を実施する。		
・道路の構造の保全と、交通の危険を防止するため、車両制限令により定められた規格を上回る車両に対して指導取り締まりを実施する。		

第1部 道路交通の安全		
2 交通安全思想の普及と徹底		
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進		
ア 幼児に対する交通安全教育の推進		県警交通企画課
イ 児童・生徒に対する交通安全教育の推進		県教委学校安全対策課
ウ 成人に対する交通安全教育の推進		県教委幼保支援課
エ 高齢者に対する交通安全教育の推進		県長寿社会課
オ 障害者に対する交通安全教育の推進		県障害福祉課
カ 外国人に対する交通安全教育の推進		県県民生活課
キ 交通安全こどもセンターの活用		
実施計画		
ア 幼児に対する交通安全教育の推進		
(県警交通企画課)		
・自治体、交通安全団体、保育園等と連携した、効果的な交通安全教育(DVD等の視聴覚教材の活用等)の実施		
・自治体、交通安全団体等が行う交通安全教室への協力(必要な情報提供等)		
・自治体、交通安全団体等と協働した保育園等付近の交通安全街頭指導の実施		
・幼児向けイベントへの積極的な参加による広報啓発活動の実施		
・県警マスコット等を活用した、親しみ易い広報啓発活動の実施		
・発育段階に応じた、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進		
(県教委幼保支援課)		
・市町村訪問、研修会等の機会を捉え、保育所、幼稚園等に交通安全教育の取組の推進を要請		
(県県民生活課)		
・交通安全指導員協議会、交通安全母の会など交通安全活動団体による交通安全教室の開催		
・学校や地域、交通安全活動団体による通学路での交通安全指導		
・各期(春・秋・年末年始)の交通安全運動の期間中や毎月20日の県民交通安全の日などにおいて、交通安全教室などを実施		
・交通安全こどもセンターでの交通安全教室の実施		
イ 児童・生徒に対する交通安全教育の推進		
(県警交通企画課)		
・教育委員会、学校教職員及び交通安全団体等との連携による、小学校、中学校及び高校における各年代に応じた効果的な交通安全教育の実施		
・保護者等に対する交通安全教育の必要性について理解を促す教育の推進		
・「子供交通安全自転車高知県大会」活性化のための施策強化		
・県教育委員会を通じた中学校及び高校への情報提供(学校教育現場における交通安全学習用教材「Traffic Safety News」の配布等)		
・自転車の安全利用に関する実践的な教育(リーダー研修会)や効果的な交通安全教室(スクエード・ストレイトによる自転車交通安全教室)等の実施		
・交通安全モデル校の指定等、学校の自主的な交通安全活動の推進		
・高校における原動機付自転車安全運転講習会に警察官の派遣等、関係機関との協力体制の確立		
・あらゆる機会を利用した「自転車安全利用五則」の周知徹底		

- ・各種広報媒体を用いた交通安全教育の推進
- ・児童・生徒等と合同で行う街頭活動の実施
(県教委学校安全対策課)

交通安全教育の推進

- ・「高知県安全教育プログラム」に基づく交通安全教育の実施
- ・教職員を対象とした「安全教育研修会」の開催
- ・高知県学校安全総合支援事業（交通安全）におけるモデル地域での交通安全教育等の効果的な実践と普及
- ・安全な歩行や自転車の利用に関する交通安全教室等の実施
- ・交通安全教育教材「Traffic Safety News」の活用
- ・県立高校における「原動機付自転車安全運転講習会」の開催
- ・交通安全協会及び県警察本部との共催による「交通安全子供自転車高知県大会」の開催
- ・県立中・高等学校を対象とした自転車ヘルメット着用啓発講話の開催
(県県民生活課)
- ・教育委員会を通じた各期の交通安全運動実施要領等の配布
- ・各学校に教育委員会等を通じ春、秋の全国交通安全ポスターを配布
- ・学校や地域、交通安全活動団体による通学路での交通安全指導
- ・自転車マナーアップに係るポスターの製作、配布
- ・CM放送・デジタルサイネージ等を利用した広報活動の実施

ウ 成人に対する交通安全教育の推進

(県警交通企画課)

- ・自治体、企業、交通安全団体等との連携による、地域の交通実態に応じた参加・体験・実践的な交通安全教育の実施
- ・歩行者に対する保護意識高揚を目的とした、運転者教育と広報啓発の実施
- ・交通安全団体等が行う各種広報への協力
- ・RKCラジオによる、交通安全情報の提供
- ・各種広報媒体を用いた広報啓発活動の実施
- ・大学生・社会人等の若い世代への交通安全教育及び交通ボランティア活動への参加勧誘
- ・各種企業を対象とした講話や実技指導による交通安全教室の実施
- ・安全運転管理者等法定講習の実施
(県県民生活課)
- ・地域における交通安全を推進するため、民間活動団体への支援の実施
- ・RKCラジオなどを通じた交通安全情報の提供

エ 高齢者に対する交通安全教育の推進

(県警交通企画課)

- ・高齢者事故分析結果に伴う、交通指導及び交通安全教育の実施
- ・加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解してもらうことや安全な運転に必要な技能・知識を再確認してもらうための、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- ・各種シミュレータの活用等、効果的な交通安全教育の実施
- ・安全運転サポート車やセニアカーの普及啓発の推進

- ・高齢者交通安全活動推進員(高齢者アドバイザー)を中心とした訪問活動と安全教育の推進
- ・交通事故の当事者となるおそれの高い「交通事故防止対策重点高齢者」の早期発見や重点高齢者に対する定期的な訪問活動、その家族に対する交通安全教育の推進
- ・老人クラブに加入していない又は交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者に対して、民間ボランティアや関係機関等と協力した、訪問活動による個別指導の強化
- ・SSA(シニアセーフティアドバイザー)の育成と人数拡大
- ・高齢者交通安全講習受講者特典制度及び運転免許自主返納支援制度の協賛企業の拡充
- ・各署の実情に応じた、体験型・世代間交流型の交通安全教室の実施
- ・高齢歩行者による法令違反が死亡事故に繋がることなどの注意喚起の徹底
- ・高齢者交通事故防止キャンペーン（9月～12月）の実施
- ・明るい目立つ色の服や反射材の着用を呼びかける広報啓発活動の実施
- ・自転車利用者に対して、自転車安全利用五則の周知徹底や体験型交通安全教室の実施
(県長寿社会課)
- ・老人クラブが行う社会参加活動への支援（会員増への取り組み）
- ・市町村と連携し、クラブ活動の周知、勧誘に協力を得て、新規会員の確保や会員の増加、及び役員の育成を図る。
(県県民生活課)
- ・高齢者事故防止キャンペーン（9月～12月）の実施
- ・RKCラジオなどを通じた高齢者事故防止の呼びかけ

オ 障害者に対する交通安全教育の推進

(県警交通企画課)

- ・障害者や支援者(ヘルパー等)に対する、障害の種類や程度に応じたきめ細かな交通安全教育の推進
- ・電動車椅子安全利用促進連絡協議会通常総会の開催
- ・電動車椅子販売・リース業者と連携した交通安全教室の開催
(県障害福祉課)
- ・手話通訳者や要約筆記者の養成等、情報取得の手段についての機会の拡大
- ・視覚障害者が道路を安全に歩行できるよう、生活訓練指導員の出張による歩行訓練を実施するとともに、地図等のアプリが使用できるようにスマートフォンの操作訓練を充実
(県県民生活課)
- ・学校や関係機関との連携による交通安全こどもセンターを活用した交通安全教育の実施

カ 外国人に対する交通安全教育の推進

(県警交通企画課)

- ・外国語で記載した交通安全リーフレット等の充実
- ・留学や就労のため入国した外国人に対する交通安全指導の実施
(県県民生活課)
- ・外国人を雇用する使用者等を通じ、新しく日本に入国した外国人に対する交通安全教育及び継続的教育を実施

キ 交通安全こどもセンターの活用

(県県民生活課)

- ・継続的なイベントなど自主事業の実施による来客の確保
- ・一部老朽化した施設の確実な修繕
- ・ラジオ、インターネット等を利用したPRの実施
- ・こどもに対する交通安全教室を実施するとともに、高齢者に対する交通安全教育も実施

第1部 道路交通の安全		
2 交通安全思想の普及徹底		
(2) 効果的な交通安全教育の推進	機関名	県警交通企画課 県県民生活課
実施計画		
(県警交通企画課)		
<ul style="list-style-type: none"> ・各種資機材(歩行者・自転車シミュレータ、運転者疑似体験装置等)を活用した交通安全教室やスケアード・ストレイト自転車交通安全教室等の参加・体験・実践型の交通安全教育の実施 ・歩行者保護の意識の浸透を目的とした「人にやさしい対策」の推進 ・道路横断時に手を上げるなどの合図で横断する意思を示すとともに、一時停止してくれた運転者にお辞儀等のあいさつをすることにより、歩行者と運転者双方に感謝と思いやりの気持ちを育むことを目的とした「あいさつ県民運動」の推進 ・各種講習会等への講師派遣や交通事故統計資料の作成等の必要な情報の提供 ・交通安全指導員に対する講習会の開催 ・特定の年齢層等に偏らない連続的かつ体系的な安全教育の推進 		
(県県民生活課)		
・交通安全活動及び交通安全指導員協議会、交通安全母の会連合会など民間交通安全団体への支援を実施		

第1部 道路交通の安全		
2 交通安全思想の普及徹底		
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進		
ア 交通安全運動の推進		
イ 「高知の交通マナーをよくする運動」の推進		県警交通企画課
ウ 横断歩行者の安全確保		県教委学校安全対策課
エ 自転車の安全利用の推進		県広報広聴課
オ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの着用の徹底	機関名	県障害福祉課
カ 反射材用品等の普及促進		県県民生活課
キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓 発活動等の推進		西日本高速道路（株）
ク 効果的な広報の実施		
ケ その他の普及啓発活動の推進		
実施計画		
ア 交通安全運動の推進		
(県警交通企画課)		
・各期(春、秋、年末年始)における交通状況、交通事故実態等の分析結果に基づく地域の実情に即 した効果的な交通安全運動の実施		
・大型店舗等の人が多く集まる施設における広報啓発活動（スーパーアドバイス作戦やポスター の掲示等）の実施		
・自治体、交通安全団体等と連携した街頭活動の強化		
・ラジオ、ホームページ、SNS等の各種広報媒体を活用した広報啓発活動の実施		
(県教委学校安全対策課)		
各学校の交通安全意識の高揚と交通安全教育の充実に向けた働きかけ		
・各期の交通安全運動街頭啓発活動への参加		
・各期の交通安全運動実施要綱等の配布		
・春・秋の全国交通安全運動ポスター等の配布		
(県県民生活課)		
・各期（春、秋、年末年始）での交通安全運動の実施		
・ラジオ、ホームページをはじめとする広報啓発活動		
・関係団体と連携した街頭啓発活動の実施		
イ 「高知の交通マナーをよくする運動」の推進		
(県警交通企画課)		
・歩行者保護の意識の浸透を目的とした「人にやさしい対策」「あいさつ県民運動」の推進		
・第16回無事故・無違反ドライバーズコンテスト「セーフティロード103（土佐）」の実施		
・第25回高知市老人クラブ連合会「無事故・無違反チャレンジ100」への協力		
・ラジオ、ホームページ、SNS等の各種広報媒体を活用した広報啓発活動の実施		
(県県民生活課)		
・ラジオ、ホームページをはじめとする広報啓発活動		
・関係機関、団体と連携した街頭啓発活動の実施		

ウ 横断歩行者の安全確保

(県警交通企画課)

- ・道路横断時に手を上げるなどの合図で横断する意思を示すとともに、一時停止してくれた運転者にお辞儀等のあいさつをすることにより、歩行者と運転者双方に感謝と思いやりの気持ちを育むことを目的とした「あいさつ県民運動」の推進
- ・運転者に対する、歩行者優先義務の徹底及び思いやりを持った運転行動の促進
- ・歩行者に対する、正しい横断方法の指導徹底
- ・交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の周知徹底
- ・全年齢層に対する、各種講習や安全教室を通した安全教育の推進や訪問活動における歩行者優先の広報啓発活動の実施
- ・交通安全モデル校の指定及び同校児童を中心とした交通安全行動の実践

(県教委学校安全対策課)

各学校の交通安全意識の高揚と交通安全教育の充実に向けた働きかけ

- ・各期の交通安全運動街頭啓発活動への参加
- ・安全な歩行に関する交通安全教室等の促進

(県県民生活課)

- ・ラジオ、ホームページを利用した広報
- ・各期の交通安全運動での広報啓発

エ 自転車の安全利用の推進

(県警交通企画課)

- ・全ての自転車運転者に対するヘルメット着用を推進する広報啓発活動の実施
- ・自転車損害賠償保険等への加入を促進するための広報啓発活動の実施
- ・自転車利用者に、車両運転者としての規範意識の醸成を図るため、「自転車安全利用五則」等を活用した広報啓発活動の推進
- ・自転車運転者講習制度の周知及び危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する適切な運用
- ・県教育委員会を通じた中学校及び高校への必要な情報提供(学校教育現場における交通安全学習用教材「Traffic Safety News」の配布等)
- ・自転車の安全利用に関する実践的な教育(リーダー研修会)や効果的な交通安全教室(スクエアード・ストレイトによる自転車交通安全教室)等の実施
- ・自転車安全利用モデル校の指定等、学校の自主的な自転車交通安全活動を推進
- ・幅広い世代を対象とした交通安全教育の実施
- ・幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる場合のシートベルト着用促進及び効果的な広報啓発活動の実施
- ・高知県自転車対策連絡協議会による自転車マナーアップキャンペーン(5月)への参加や、各学校に対するキャンペーン期間中の街頭啓発活動への積極的な参加の要請等の実施
- ・ラジオ、ホームページ、SNS等の各種広報媒体を活用した広報啓発活動の実施
- ・自転車シミュレータを活用した参加・体験・実践型の自転車教室の開催の実施

(県教委学校安全対策課)

各学校への自転車マナーの向上と自転車乗車時のヘルメット着用等の働きかけ

- ・自転車マナーアップキャンペーンポスターの配布
- ・自転車通学時のヘルメット着用推進に関するチラシ等の配布

- ・交通安全教育教材「Traffic Safety News」の配布
- ・教職員・生徒向け情報共有資料「かぶつっこ通信」の発行
(県県民生活課)
- ・高知県自転車対策連絡協議会による自転車マナーアップキャンペーン（5月）の実施
- ・自転車マナーアップキャンペーンポスターの作成、掲示
(800部作成、学校・行政機関・公共交通機関等へ配布)
- ・ラジオ・CM放送・デジタルサイネージを利用した広報活動の実施

オ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

(県警交通企画課)

- ・各期の交通安全運動における広報啓発の実施
- ・全席シートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の広報啓発の実施
- ・非着用の危険性や着用による被害軽減効果等の周知を図るための、衝突実験映像やシートベルトコンビンサーを活用した、参加・体験・実践型交通安全教育の実施
- ・旅客運送事業者等と連携した、乗客のシートベルト着用促進活動の強化
- ・JAFとの合同によるシートベルト・チャイルドシート着用率調査の実施
- ・ラジオ、ホームページ、SNS等の各種広報媒体を活用した広報啓発活動の実施
- ・チャイルドシートの正しい使用方法や使用効果について、関係機関団体や保護者に対する研修会等の開催

(県県民生活課)

- ・ラジオ、ホームページを利用した広報
- ・各期の交通安全運動での広報啓発
- ・「令和6年度交通安全運動の推進方針」で重点事項に設定
(西日本高速道路株式会社)
- ・南国SA他における交通安全キャンペーンにて啓発活動を実施する。
→啓発内容を掲載したチラシやノベルティの配布を行う。
- ・交通管理隊の巡回車車載標識による啓発活動を実施する。
→「全席シートベルト着用・死亡事故多発・速度に注意」等
- ・年間を通じてSA・PA等休憩施設へのポスター掲示を実施する。
- ・ハイウェイラジオ・アイハイウェイによる啓発活動を実施する。
→「高速道路での車外放出による死亡事故が多発しております。ドライバーの皆さん、全席シートベルト着用と、早めの休憩で安全運転をお願いいたします。」等

カ 反射材用品等の普及促進

(県警交通企画課)

- ・反射材等の効果を実感できる参加・体験・実践型交通安全教室(夜間の安全教室等)の実施
- ・各期の交通安全運動期間等のあらゆる機会を通じた反射材等の普及活動の推進
- ・スーパーの店頭や各種講習会等において、靴等に反射材を直接貼り付けるなど、反射材の着用促進活動の実施
- ・歩行者等に、反射材を自発的に「使いたい」と思ってもらえる意識づくりの推進
- ・リフレクター未装着の自転車利用者に対して、リフレクターを直接装着する活動の実施
- ・ラジオ、ホームページ、SNS等の各種広報媒体を活用した広報啓発活動の実施

(県県民生活課)

- ・啓発物品として配布するなど、各期の交通安全運動等での広報啓発
- ・ラジオ、ホームページを利用した広報

キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

(県警交通企画課)

- ・各期の交通安全運動における広報啓発の徹底
- ・酒類販売業者と協働した飲酒運転撲滅街頭キャンペーンの実施
- ・交通ボランティアや安全運転管理者、酒類販売業者、飲食店等と連携したハンドルキーパー運動の普及啓発活動の実施
- ・高知県安全運転管理者協議会連合会等が主催する、飲酒運転根絶活動への協力
- ・自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の周知徹底
- ・ラジオ、ホームページ、SNS等の各種広報媒体を活用した広報啓発活動の実施
- ・飲酒体験ゴーグルを活用した飲酒が運転等に与える影響等についての広報啓発活動の実施
- ・安全運転管理者選任事業所における運転前後の酒気帯びの有無の確認義務化についての広報啓発活動の実施

(県県民生活課)

- ・ラジオ、ホームページを利用した広報
- ・各期の交通安全運動での広報啓発

ク 効果的な広報の実施

(県警交通企画課)

- ・報道機関を通じた広報や、市町村広報紙を始めとする各種広報紙、アドバイザー新聞等を利用した広報活動の実施
- ・ホームページ、道路情報板、SNSを利用した広報活動の実施
- ・自治体、道路管理者、その他民間企業等に対する広報の依頼
- ・報道機関等に対する「交通安全運動の実施」や「交通安全日等に実施される各種取組の情報」等の情報提供
- ・スクランブル交通対策実施等における、報道機関へのタイムリーな情報提供を通じた広報活動の実施
- ・高齢者の交通事故防止に関する重点事項について、ラジオによる広報を展開
- ・年度の重点事項及び交通安全運動の取組について、戦略的な広報を展開

(県教委学校安全対策課)

- ・高知県学校安全総合支援事業（交通安全）のモデル地域における取組を学校安全対策課HPに掲載
- ・高知県自転車ヘルメット着用推進事業の取組について様々な機会を通じた啓発
(広報誌、テレビ・ラジオ読み上げ、学校安全対策課HP、街頭啓発、県SNS等)

(県広報広聴課)

- ・報道機関を通じた広報
交通安全キャンペーンや全国交通安全運動の取組、事故多発等によるスクランブル交通対策の実施などのタイムリーな情報を、関係機関と連携しながら、県政記者クラブに提供して、パブリシティ活動による県民の気づきや参加を促す広報を実施

・県の広報媒体を活用した広報

県警や県の関係課等との連携を深めて、交通安全対策に関する効果的な広報に努めるとともに、事故多発等によるスクランブル交通対策が実施される際には、ツイッター等により迅速な広報を実施

(県県民生活課)

・ラジオ、ホームページを利用した広報

RKC ラジオ「高知県からのお知らせ」等の活用

・各期の交通安全運動での広報啓発

・高知県交通安全推進県民会議を活用した広報の実施

・市町村に対する広報依頼

ケ その他の普及啓発活動の推進

(県警交通企画課)

・安全運転サポート車の普及・活用に関する広報啓発活動の実施

・県内における事故多発交差点や交通事故分析情報マップ等の定期的な情報発信

・夜間等における前照灯の早めの点灯や対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用に関する広報啓発活動の実施

・二輪車運転者の被害軽減を図る、プロテクター着用とヘルメットの適正な着用に関する広報啓発活動の実施

・運転中のスマートフォン等の使用の危険性を周知するための広報啓発活動の実施

・妨害運転に対する周知の徹底及び罰則強化等の広報啓発活動の実施

・歩行者保護意識の高揚を図るための運転者教育や交通安全教育、ドライバーサービス等を通じた歩行者優先の広報啓発活動の実施

(県障害福祉課)

・障害者の通行又は歩行の安全を確保するため、車いす利用者や視覚障害者、その他の安全に配慮が必要と認められる障害の特性等について、周知に努める。

・外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない、義足や人工関節、内部障害の方などに、周囲の方の援助や配慮が必要なことを知らせるヘルプマークを配布するとともに、広く県民への周知・啓発を図る。

(県県民生活課)

・ラジオ、ホームページを利用した広報

第1部 道路交通の安全		
2 交通安全思想の普及徹底		
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進		
ア 交通安全推進県民会議及び交通安全市町村民会議の充実強化		運輸局
イ 交通安全指導員協議会の充実強化	機関名	県警交通企画課
ウ 地域交通安全活動推進委員協議会の充実強化		県県民生活課
エ 交通安全母の会の充実強化		
オ 自動車運転関係団体の指導と助成		
カ 運輸交通安全関係団体の育成指導		
キ 若年層など幅広い世代が参加した活動の推進		
実施計画		
ア 交通安全推進県民会議及び交通安全市町村民会議の充実強化 (県警交通企画課)		
・事故発生状況等の資料提供 ・各期交通安全運動等における連携の強化 (県県民生活課)		
・交通安全推進幹事会（2回）開催		
イ 交通安全指導員協議会の充実強化 (県県民生活課)		
・高知県交通安全指導員協議会への補助…6,181千円 ・高知県交通安全指導員協議会通常総会、理事会、正副会長会の開催 ・各期（春・秋・年末年始）の交通安全運動での啓発活動 ・街頭での交通指導の実施 ・各地域での交通安全教室の実施 ・各地区における指導員研修会の実施		
ウ 地域交通安全活動推進委員協議会の充実強化 (県警交通企画課)		
・地域交通安全活動推進委員協議会及び各地区協議会における総会、研修会の開催 ・高齢者等の通行の安全の確保、道路における駐車方法、特定原動機付自転車又は自転車の適正な通行方法等についての広報啓発活動の実施 ・全国研修会への参加と結果の伝達		
エ 交通安全母の会の充実強化 (県県民生活課)		
・高知県交通安全母の会連合会への補助…1,244千円 ・高知県交通安全母の会連合会通常総会、常任理事会、正副会長会の開催 ・各期（春・秋・年末年始）の交通安全運動での啓発活動 ・高齢者交通事故防止キャンペーンでの活動		

オ 自動車運転関係団体の指導と助成

(県警交通企画課)

- ・交通安全協会や安全運転管理者協議会への指導・監督・協力の実施
- ・運輸団体等(高知県バス協会、高知県ハイヤー・タクシー協議会、高知県トラック協会)との「安全運転宣言」に関する覚書に基づく、関係車両の模範運転による、県下の交通安全意識向上の推進
- ・自動車運転関係団体との連携の強化

カ 運輸交通安全関係団体の育成指導

(運輸局)

- ・各期(春・秋・年末年始)の交通安全運動での啓発活動を実施

キ 若年層など幅広い世代が参加した活動の推進

(県県民生活課)

- ・高校生や大学生、現役世代など若年者が活動に参加しやすいよう、高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進会議を仲介とした、既存団体と若年者団体との協働の促進を図る

第1部 道路交通の安全		
2 交通安全思想の普及徹底		
(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	機関名	県県民生活課
実施計画		
(県県民生活課)		
<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全こどもセンターや交通安全ひろばなど各種のイベントにおいて、住民が参加できる交通啓発イベントを実施 ・イベントや街頭啓発において、住民が積極的に参加・協働できるような仕組みづくりの推進 		

第1部 道路交通の安全		
3 安全運転の確保		
(1) 運転者教育等の充実		
ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実		
イ 運転者に対する再教育等の充実		県警交通企画課
ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育		県警運転免許センター
エ 二輪車安全運転対策の推進		県県民生活課
オ 高齢運転者対策の充実		県交通運輸政策課
カ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底		
キ 自動車運転代行業の指導育成等		
ク 危険な運転者の早期排除		
実施計画		
ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 (県警運転免許センター)		
・指定自動車教習所の職員に対する講習の実施及び指導		
・指定自動車教習所の施設等への立ち入り及び検査による業務指導		
イ 運転者に対する再教育等の充実 (県警運転免許センター)		
・運転免許の停止処分者及び取消処分者の違反内容等に応じた講習の実施		
・視聴覚映像（交通事故の恐怖映像等）を活用した講習及び実車による実践型の講習の実施		
ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育 (県警運転免許センター)		
・妨害運転等の悪質・危険運転により発生した重大事故等の事例に基づく講習の実施		
エ 二輪車安全運転対策の推進 (県警運転免許センター)		
・指定自動車教習所の教習指導員に対するスキルアップ講習会の実施		
オ 高齢運転者対策の充実 (県警運転免許センター)		
・運転技能検査、認知機能検査及び高齢者講習の適切な実施		
・運転免許証を返納しやすい環境の整備		
・運転に不安を抱える高齢者及び家族からの相談受理体制の強化		
・一定の病気等に罹患する高齢者に対する適性検査の積極的な実施		
・サポート限定免許の推奨		

(県県民生活課)

- ・ラジオ放送による、高齢者の交通事故防止の呼びかけ
- ・高齢者交通事故防止キャンペーンの実施
出発式、啓発活動の実施
- ・高齢者運転免許返納支援の推進について、県警との情報共有

(県交通運輸政策課)

- ・市町村が運行するコミュニティバスの運行支援

カ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

(県警運転免許センター)

- ・シートベルト、ヘルメット等の着用効果を理解させる講習の実施

キ 自動車運転代行業の指導育成等

(県警交通企画課)

- ・代行事業所立入調査の実施
- ・変更届未提出(遅滞) 事業所の把握及び指導
- ・安全運転管理者等法定講習の実施及び未受講事業所への受講促進
- ・法令違反事業者に対する適切な処分執行

ク 危険な運転者の早期排除

(県警運転免許センター)

- ・行政処分長期未執行者に対する早期処分執行の実施
- ・悪質・危険な運転行為者等に対する積極的な行政処分の適用

第1部 道路交通の安全		
3 安全運転の確保		
(2) 運転免許制度の改善	機関名	県警運転免許センター
実施計画		
(県警運転免許センター) ・道路交通法改正に伴う運転免許制度の変更準備及び広報 ・大型二種免許への外国語の学科試験導入		

第1部 道路交通の安全		
3 安全運転の確保		
(3) 安全運転管理の推進	機関名	県警交通企画課
実施計画		
(県警交通企画課) ・安全運転管理者等法定講習の開催 ・安全運転管理者等未選任事業所の一掃を目指した未選任事業所に関する情報収集、把握した未選任事業所への指導等 ・法定講習未受講者への指導及び受講促進 ・事業活動に伴う交通事故防止に資する、ドライブレコーダー普及活動等の促進 ・安全運転管理者選任事業所一覧をホームページで公開		

第1部 道路交通の安全

3 安全運転の確保

(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進

- ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立
- イ 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶
- ウ I C T・新技術の普及推進
- エ 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策
- オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策
- カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策
- キ 運転者の健康起因事故防止対策の推進
- ク 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底
- ケ 自動車運送事業安全性評価事業の促進等

機関名

運輸局

実施計画

(運輸局)

- ・自動車運送事業者に対する監査及び安全マネジメント評価を計画的に実施
- ・平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、貸切バス事業者に対する安全対策等が強化されたため、引き続き強化された安全対策を推し進めることにより、再発防止に取り組んでいく。

第1部 道路交通の安全		
3 安全運転の確保		
(5) 交通労働災害の防止等		
ア 交通労働災害の防止対策の推進	機関名	労働局
イ 自動車運転者の労働時間等の労働条件の適正化		
実施計画		
(労働局)		
ア 交通労働災害防止対策の推進		
事業場に対して、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図ることにより、事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、適正な走行管理、運転者に対する教育、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を促進する。		
また、交通労働災害防止については、業種横断的に取り組む必要があることから、全国交通安全運動実施期間等の時期を捉え、業界団体や警察、陸運行政等と連携し、効果的かつ効率的な周知啓発を行う。		
イ 自動車運転者の労働時間等の労働条件の適正化		
労働基準法に基づく時間外労働の上限規制や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について周知徹底を図るとともに、自動車運転者の労働時間・休日、割増賃金及び賃金形態等の労働条件の確保・改善並びに過重労働による健康障害の防止等を図るため、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に基づく監督指導を実施する。		
また、関係行政機関相互の連絡会議の開催及び監督・監査結果の相互通報制度等の活用を図るとともに、必要に応じ関係行政機関合同の監督・監査を実施する。		

第1部 道路交通の安全		
3 安全運転の確保		
(6) 道路交通に関する情報の充実	機関名	気象台 県消防政策課
ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等		
イ 気象情報等の充実		
実施計画		
ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 (県消防政策課)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ L P ガス販売店への立入検査時に L P ガス運搬車両に対して、移動の基準に対する確認及び指導を実施する。 ・ L P ガス販売店を対象とした（一社） L P ガス協会主催の講習会において、移動の基準の遵守を周知する。 		
イ 気象情報等の充実 (気象台)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。 また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象庁ホームページや報道機関等を通じたリアルタイムでの情報の提供とともに、気象情報等の利用に関する広報や講習会の開催などにより、気象知識の普及等を行う。 		

第1部 道路交通の安全		
4 車両の安全性の確保		
(1) 自動車の検査及び点検整備の充実		
ア 自動車の検査の充実	機関名	運輸局
イ 自動車点検整備の充実		
実施計画		
ア 自動車の検査の充実		
(運輸局)		
・街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両をはじめとした整備不良車両の排除等の推進		
・指定自動車整備事業者が行う自動車検査にあっては、指定整備事業制度の適切な運用・活用を図るため、事業者に対する監査体制を強化・充実		
イ 自動車点検整備の充実		
(運輸局)		
・「自動車点検整備推進運動」を展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を図る		
・大型車車輪脱落事故及びスペアタイヤ落下事故やバスの車両火災事故及び車枠・車体の腐食による車両故障等の点検整備等の不良に起因する事故を防止するため、研修会等で周知徹底		
・事業用自動車の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査を実施		

第1部 道路交通の安全		
4 車両の安全性の確保		
(2) 自転車の安全性の確保	機関名	県警交通企画課 県教委学校安全対策課 県県民生活課
実施計画		
(県警交通企画課)		
<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い世代に対する自転車の点検整備の促進や自転車損害賠償保険等への加入を促進するための広報啓発活動の実施 ・ホームページ、SNS、交通安全教室等における、高額賠償事例等の広報活動の実施 ・「Traffic Safety News」(県下の中学校及び高校へ隔月で配布している交通安全学習用教材)で自転車の点検整備及び自転車損害賠償保険加入の重要性の広報の実施 ・自転車利用者に対する街頭指導に合わせた、リフレクターを直接装着する活動の実施 ・自転車安全利用五則についての周知徹底及び広報啓発活動の推進 ・全年齢層に応じた、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進 ・全ての自転車運転者に対するヘルメット着用を推進する広報啓発活動の実施 		
(県教委学校安全対策課)		
自転車の安全性の確保に関する交通安全教育の推進		
<ul style="list-style-type: none"> ・「高知県安全教育プログラム」に基づく交通安全教育の実施 ・各学校における自転車安全点検等の実践的な交通安全の取組の実施 ・交通安全教育教材「Traffic Safety News」の活用 		
自転車ヘルメット着用の推進		
<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット購入費用の補助・助成(対象:県内で自転車通学をしている児童生徒) ・関係機関と連携した取組の実施 ・高校生による主体的な取組の支援 ・県立中・高等学校を対象とした自転車ヘルメット着用啓発講話の開催 		
(県県民生活課)		
<ul style="list-style-type: none"> ・高知県自転車対策連絡協議会による自転車マナーアップキャンペーン(5月)の実施 ・自転車マナーアップキャンペーンポスターの作成、掲示 ・ラジオ・CM放送・デジタルサイネージを利用した広報活動の実施 		

第1部 道路交通の安全

5 道路交通秩序の維持

(1) 交通の指導取締りの強化等

ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等
イ 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等

機関名

県警交通指導課

県警高速道路交通警察隊
西日本高速道路（株）

実施計画

ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等

（県警交通指導課）

・交通事故抑止に資する交通指導取締り

交通事故実態及び交通指導取締り効果の詳細な分析結果を踏まえ、飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過のほか、いわゆる「あおり運転」など、重大事故に直結するおそれの高い悪質・危険な交通違反や、交通事故に直結する交差点関連違反の指導取締りの強化

・交通事故総量抑止対策

交通事故に直結する交差点関連違反や携帯電話使用等違反など、県民から取締り要望の多い危険性・迷惑性の高い違反に重点を指向した交通指導取締りを強化することにより、交通事故総量の抑止を図る。

・交通事故発生時の被害軽減対策

速度違反、シートベルト・チャイルドシート違反の指導取締りを強化することにより、交通事故発生時の被害軽減を図る。

・歩行者優先等の「人にやさしい」道路交通環境づくり

交差点関連違反及び信号機のない横断歩道における横断歩行者妨害違反の取締りを強化することにより、ドライバーに対し歩行者優先意識を醸成させ、歩行者にやさしい道路交通環境づくりの推進

・P D C A サイクルを機能させた交通指導取締り

交通事故情報管理システムにより、交通指導取締りによる交通事故抑止効果を検証した上で、真に交通事故抑止に効果的な交通指導取締り時間・場所・方法を選定し、交通指導取締りを実施するなど、P D C A サイクルを一層機能させた効果的な取締りの実施

・自転車及び電動モビリティ等利用者に対する指導取締り

自転車に加え、令和5年7月の法改正により、新たな電動モビリティが道路を利用することとなり、自転車利用者や電動モビリティが交錯することによる交通事故の危険性が高まることが予想される。また、自転車は手軽な乗り物であるが故に、利用者の遵法意識が低く、未だ自転車の交通秩序は改善されているとは言い難い状況にある。

このような現状を踏まえ、令和6年4月から警察本部交通指導課に自転車等交通指導取締り対策室を設置し、自転車利用者による酒酔い運転や信号無視、一時停止違反など、交通事故に直結する悪質・危険な違反者に対する指導取締りを強化するとともに、自転車を含め、新たな交通モビリティ等の利用者が遵守すべき基本的な交通ルールの周知徹底を図る。

・通学路や生活道路における交通指導取締り

住民からの速度取締り要望があったものの、対応が困難であった通学路や生活道路を重点に可搬式オービスによる取締りを実施し、速度の抑制やドライバーの緊張感の保持を図る

イ 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等

(県警高速道路交通警察隊)

- ・交通事故分析に基づく交通指導取締りを推進するほか、被害軽減対策であるシートベルト・チャイルドシート装着義務違反に対する取締りの推進
- ・交通事故に直結するおそれのある速度違反、あおり運転（車間距離不保持等）に対して、パトカーを見せる活動を強化するとともに、県警ヘリとの空陸一体の取締りの実施など継続した強力な取締りの推進
- ・「速度取締り指針」のホームページ掲載により、取締り重点区間及び指針を広く県民に周知を図る。
- ・立入、逆走等危険行為を行う高齢者に対しては、危険通報制度の積極的運用により、居住地管轄警察署と連携した交通安全指導の推進

(西日本高速道路株式会社)

- ・高速道路警察隊による交通指導取締り活動に対し、積極的に協力する。

第1部 道路交通の安全

5 道路交通秩序の維持

(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化

ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

機関名

県警交通指導課

実施計画

ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

(県警交通指導課)

- ・飲酒運転、信号無視、著しい速度超過が疑われる交通事故については、一般的に適用される過失運転致死傷罪より罰則の重い危険運転致死傷罪や過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化

(県警交通指導課)

- ・県警本部交通指導課に4人体制の捜査交通鑑識班を置き、交通事故事件捜査統括官指揮の下、交通事故解析の研修を積んだ交通鑑識官等が県下で発生する重大交通事故現場に初動捜査段階から臨場することにより、客観的証拠の収集、科学的捜査を駆使した捜査の実施
- ・3Dレーザースキャナ等の捜査支援資機材を積極的に活用し、適正かつ緻密な捜査の推進
- ・裁判員裁判対象事件等については、逮捕又は勾留されている被疑者を取り調べる場合等において、原則として、全過程録音・録画の実施

ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

(県警交通指導課)

- ・常時録画式交差点カメラ、ドライブレコーダー、防犯カメラ等の客観的な証拠資料の収集及び、証拠化に資する各種装備資機材の整備を図り、科学的な交通事故事件捜査の推進
- ・科学捜査研究所との連携を密にし、客観的証拠収集による各種画像の解析、速度鑑定等の科学的捜査の推進

第1部 道路交通の安全		
5 道路交通秩序の維持		
(3) 暴走族等対策の推進		
ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実		運輸局
イ 暴走行為阻止のための環境整備	機関名	県警交通指導課
ウ 暴走族等に対する指導取締りの強化		県教委学校安全対策課
エ 暴走族関係事犯者の再犯防止		県県民生活課
オ 車両の不正改造の防止		
実施計画		
ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 (県警交通指導課)		
・「高知県暴走族等の根絶に関する条例」の効果的運用と、共同危険行為等の禁止違反事件検挙や暴走行為の実態等、暴走行為に関する情報提供を積極的に行い、その実態が的確に広報されるよう積極的な広報啓発活動の推進		
・運転免許を有する高校生を中心に、暴走行為追放の気運を高めるため、原付講習等の機会を活用した教室の開催		
・高知県学校警察連絡制度を効果的に活用し、学校や保護者と連携して暴走行為追放機運の高揚を図る		
(県県民生活課)		
・高知県交通安全推進県民会議暴走族対策推進幹事を主体とする「暴走族対策実務担当者による情報交換会」を必要に応じて開催		
イ 暴走行為阻止のための環境整備 (県警交通指導課)		
・2025年の初日の出暴走阻止対策として、暴走行為者及び暴走行為を助長する群衆のい集場所として利用されやすいコンビニ、ガソリンスタンド、道の駅等の管理者に協力を求め、駐車場の閉鎖や縮小などの措置をとり、暴走行為者等がい集できない環境作りの継続実施		
ウ 暴走族等に対する指導取締りの強化 (県警交通指導課)		
・暴走行為等取締り体制、装備資機材の充実を図るとともに、集団暴走行為等に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を積極的に適用して検挙の徹底を図る。		
・騒音運転等迷惑性の高い違反に対する取締りを推進するとともに、不正改造車両に対する積極的な整備通告の実施		
・あらゆる警察活動を通じて、旧車會に対する情報収集による実態把握に努めるとともに、隣接県及び県内各署との情報共有を図り、効果的な取締りの推進		
エ 暴走族関係事犯者の再犯防止 (県警交通指導課)		
・過去に検挙した暴走行為者に対して、高知県学校警察連絡制度等を効果的に活用し、学校や保護者と連携を密にしながら立ち直り支援の実施		

- ・暴走行為に対する、迅速かつ厳重な行政処分執行の実施

オ 車両の不正改造の防止

(運輸局)

- ・「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者及び自動車ユーザーの指導等を強化、指定自動車整備事業者への講習会の実施。
- ・街頭検査を充実し、ユーザーに対し不正改造車の認識向上に努める。
- ・不正改造行為の禁止及び、不正改造車両に対する整備命令を積極的に実施。
- ・自動車ユーザーのみならず不正改造を行った事業者に対する立ち入り検査の実施。

(県警交通指導課)

- ・整備不良車両に対する取締りを積極的に実施するとともに、不正改造を敢行する業者の取締りの推進
- ・高知運輸支局と連携した不正改造車両に対する取締りや整備命令等の行政措置の推進

第1部 道路交通の安全		
6 救助・救急活動の充実		
(1) 救助・救急体制の整備		
ア 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実		県警交通企画課
イ 自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進		県警運転免許センター
ウ 救急救命士の養成・配置等の促進	機関名	県教委学校安全対策課
エ ヘリコプターを活用した救急業務の推進		県消防政策課
オ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実		県保健政策課
カ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備		県医療政策課
		西日本高速道路（株）
実施計画		
ア 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実 (県保健政策課)		
・大規模事故等、局地災害に対応するため、医療従事者の災害対応能力の維持及び向上 災害時医療従事者等研修の実施（継続） 高知DMAT研修 MCLS研修 DMATロジスティック技能向上研修		
イ 自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 (県警交通企画課)		
・各種講習等の機会における、救急救護処置に関する知識の普及啓発活動等の推進 (県警運転免許センター)		
・指定自動車教習所の行う応急救護講習に対する業務指導及び備品等の管理指導 ・応急救護講習受講対象者への適切な受講案内及び助言指導 (県教委学校安全対策課)		
AEDの使用を含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及・啓発 ・教職員等の指導力・実践力の向上を目的とした研修会等の開催 ・心肺蘇生訓練用品（訓練用AED）の積極的な活用 (県消防政策課)		
・消防機関において自動体外式除細動器（AED）の使用を含めた応急手当についての講習会等を推進する。		
ウ 救急救命士の養成・配置等の促進 (県消防政策課)		
・各消防機関による救急救命士の計画的な養成を促進する。		
エ ヘリコプターを活用した救急業務の推進 (県医療政策課)		
・ドクターヘリの運航に必要な経費について基地病院に対して補助を行う。（継続）		

- ・ドクターへリ搬送事例の事後検証を定期的に実施する。(継続)
- ・ドクターへリの離着陸場所のさらなる確保を図る。(継続)
(県消防政策課)
- ・ドクターへリ出動時、消防防災へリの出動要請に備えた計画的な訓練の実施

オ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

(県消防政策課)

- ・救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、消防学校での教育訓練等への参加を推進する。

カ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

(県消防政策課)

- ・関係消防機関の訓練による救急業務実施体制の向上を図る。
(西日本高速道路株式会社)
- ・高速道路での重大事故対応力向上を目的とした「災害図上訓練」や「トンネル消火設備等現場説明会」を実施することで、高速道路沿線の関係機関(高速隊・消防・医療・道路管理者等)との相互連携を強化する。

第1部 道路交通の安全		
6 救助・救急活動の充実		
(2) 救急医療体制の充実	機関名	県保健政策課 県医療政策課
ア 救急医療機関等の機能維持 イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等 ウ ドクターヘリの運航体制の充実		
実施計画		
ア 救急医療機関等の機能維持 (県医療政策課)		
・救命救急センター、平日夜間小児急患センター及び小児二次救急輪番病院の運営を支援（継続） ・小児二次輪番病院の医師の負担を軽減するためのトリアージ担当看護師設置を支援（継続） ・医師の勤務環境を改善するための小児救急勤務医支援事業を支援（継続） ・救急医療の適切な利用を促すための県民に対する啓発（継続） ・小児電話相談事業を行い、小児の保護者の不安を軽減するとともに、小児救急輪番を行う病院の負担を軽減（継続）		
イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等 (県保健政策課)		
・救急医の育成等を図るため、高知大学医学部において「災害・救急医療支援プロジェクト」を実施。		
ウ ドクターヘリの運航体制の充実 (県医療政策課)		
・ドクターヘリの運航に必要な経費についての基地病院に対する補助（継続） ・ドクターヘリ搬送事例の事後検証を定期的に実施（継続） ・ドクターヘリの離着陸場所のさらなる確保（継続）		

第1部 道路交通の安全		
6 救助・救急活動の充実		
(3) 救急医療機関の協力体制の確保等	機関名	県警交通企画課 県消防政策課 県医療政策課
実施計画		
(県警交通企画課) ・現場において主に活動する警察官に対する、救助・救急活動に関する指導の実施 ・関係医療機関との情報連携制度の円滑な運用の推進		
(県消防政策課) ・各消防本部において合同検証会を開催し、関係医療機関と意見交換を行い救急活動の向上を図る。		
(県医療政策課) ・ドクターカーの効果的・効率的な活用について検討する。(継続)		

第1部 道路交通の安全

7 被害者支援の充実と推進

(1) 無保険（無共済）車両対策の徹底

機関名

運輸局
県警交通企画課

実施計画

(運輸局)

- ・街頭検査において、公道を走る車検切れ車両のドライバーに対して指導・警告を実施するとともに、可搬式の「ナンバー自動読取装置」を使用した指導・警告も実施
- ・9月を中心、ポスター・リーフレットの送付及び広報・啓発依頼を地方公共団体や関係団体等あてに行い、自賠責保険への加入促進を図るための広報・啓発事業を実施
- ・関係団体と連携し、街頭でリーフレット等を配付する「無保険車追放キャンペーン」を実施
(県警交通企画課)
- ・交通安全運動や各種交通安全教室等における、自賠責保険(共済)の広報啓発活動の実施

第1部 道路交通の安全		
7 被害者支援の充実と推進		
(2) 交通事故相談活動の推進	機関名	県県民生活課
実施計画		
(県県民生活課) ・高知県交通事故相談所の運営 相談員 2名（会計年度任用職員） 相談日及び時間 平日の 9～16 時		

第1部 道路交通の安全		
7 被害者支援の充実と推進		
(3) 交通事故被害者支援の充実強化		
ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の推進	機関名	運輸局
イ 交通事故被害者の心情等に配慮した対策の推進 等		県警交通指導課
ウ 公共交通事故被害者への支援		県県民生活課
実施計画		
ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の推進 (県県民生活課)		
・交通事故の当事者に対する交通事故相談所の周知 ・ラジオ等を利用した広報		
イ 交通事故被害者の心情等に配慮した対策の推進等 (運輸局)		
・公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催 (県警交通指導課)		
・県警本部各課、警察署、検察庁、関係機関・団体との連携を密にし、交通事故被害者等の心情やニーズを的確に踏まえたきめ細かな被害者支援の推進		
・交通事故被害者等に対し、捜査への支障等を勘案しつつ事故概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「被害者の手引き」を交付し、被害者のニーズに応える適切な支援の実施		
・「被害者の手引き」については、日本語版、英語版、中国語版に加え、韓国語版を作成し外国人被害者に対する支援の充実を図る。		
・被疑者の検挙や送致状況等について適切な情報提供の実施		
・重大交通事故等組織的な対応が必要となる特異事案が発生した場合には、捜査部門と被害者支援連絡調整官が連携し、交通事故の発生状況や事故原因等の説明を始めとする被害者支援の一層の推進		
ウ 公共交通事故被害者への支援 (運輸局)		
・被害者等に国土交通省「公共交通事故被害者支援室」をコンタクトカード配布により紹介し、相談を受理		
・職員に対する教育訓練等を実施		
・「公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドライン」に基づき、管内全事業者を対象に支援計画の策定を促すなど、支援の充実に向けた取組を図る。		
・大規模事故発生時には、災害対策本部に被害者等のための窓口を設置し、安否情報・事故情報等必要な情報を提供。中長期的には、被害者等からの要望に応じ、事故当事者である事業者に対する指導・助言や事故調査情報の提供、生活相談、「心のケア」に関する相談があれば関係機関を紹介		

第1部 道路交通の安全

8 南海トラフ地震などの災害に備えた道路交通の安全の確保

(1) 災害に備えた道路交通環境の整備	機関名	地方整備局 県警交通規制課 県南海トラフ地震対策課 県道路課 西日本高速道路（株）
ア 災害に備えた道路の整備		
イ 災害に強い交通安全施設等の整備		
ウ 災害発生時における交通規制		

実施計画

ア 災害に備えた道路の整備

(地方整備局)

- ・「四国8の字ネットワーク」の整備推進
 - ・緊急輸送路となるバイパス等の整備推進
 - ・橋梁耐震補強の推進
 - ・道路防災対策の推進
- (県南海トラフ地震対策課)
- ・市町村による避難場所への誘導標識の設置を支援
- (県道路課)
- ・緊急輸送路における道路拡幅やバイパス等の整備推進
 - ・橋梁耐震補強の推進
 - ・道路防災対策の推進

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

(地方整備局)

- ・CCTV
新設 13 基（土佐）：国道 32 号 2 基、国道 33 号 1 基、国道 55 号 2 基、国道 56 号 6 基
南国安芸道路 4 基
新設 3 基（中村）：国道 56 号 3 基・道路情報板
更新 4 基（土佐）：国道 32 号 1 基、国道 33 号 2 基、国道 55 号 1 基
- (県警交通規制課)

- ・災害に伴う信号機滅灯対策として、信号電源付加装置の整備及び信号制御機の高所設置を推進

ウ 災害発生時における交通規制

(地方整備局)

- ・道路法に基づく通行の禁止又は制限を適切に実施
 - ・災害対策基本法に基づく対応を適正に実施
- (県警交通規制課)
- ・滅灯信号機の復旧訓練や関係機関と合同による緊急交通路の指定及び緊急輸送路における道路啓開訓練等を継続実施
- (西日本高速道路株式会社)
- ・災害時における緊急交通路の適正な確保に努める。

第1部 道路交通の安全

8 南海地震など災害に備えた道路交通の安全の確保

(2) 災害に備えた交通安全情報の普及啓発

- ア 災害時を想定した交通安全教育の実施
イ 災害発生時における情報提供の充実

機関名
総合通信局
地方整備局
県警交通規制課
県県民生活課
県道路課
西日本高速道路（株）

実施計画

ア 災害時を想定した交通安全教育の実施

（県県民生活課）

- ・ラジオ及び広報誌による広報啓発

イ 災害発生時における情報提供の充実

- ・道路情報板

更新4基（土佐）：国道32号1基、国道33号2基、国道55号1基
(県警交通規制課)

- ・道路の被災状況や道路交通状況を収集・分析・提供するため、プローブ情報の拡充
(西日本高速道路株式会社)

- ・高速道路の本線・休憩施設に滞留したお客様に災害情報を適正に提供する。

第2部 鉄道交通の安全		
1 鉄道交通環境の整備		
(1) 鉄道施設等の安全性の向上	機関名	運輸局 四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
実施計画		
(運輸局) <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化施設を含めた鉄道施設全体の健全度を的確に把握 ・適切な鉄道施設の維持管理のための補修計画を策定するよう指導 ・鉄道施設の耐震対策等について推進するよう指導 ・駅施設について、高齢者、障害者等の安全利用にも十分配慮し、内方線付き点状ブロック等による転落防止設備の整備、段差の解消などバリアフリー化を推進するよう指導 		
(四国旅客鉄道（株）) <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検を実施するとともに、のり面防護工、落石止柵・落石防護網などの災害防止対策を継続して実施する。 		
法面保護工 ・・・ 2箇所 落石防護網 ・・・ 5箇所		
(土佐くろしお鉄道（株）) <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震に備え、民家等に影響を及ぼすおそれのある高架橋の耐震対策として高架橋柱の補強工事の整備 		
宿毛線 高架橋柱 17本 ごめん・なはり線 高架橋柱 17本		
・定期検査を実施した高架橋で、補修が必要と診断された所を5箇年計画で補修していく、コンクリート剥落による一般公衆への危険を取り除き、かつ、構造物（老朽化）の長寿命化を図る		
ごめん・なはり線 高架橋 51m ²		
(とさでん交通) <ul style="list-style-type: none"> ・重軌条化及びP C枕木化交換工事 <ul style="list-style-type: none"> (大橋通～上町二丁目間) (梅の辻～桟橋通四丁目間) ・き電線容量アップ改良 <ul style="list-style-type: none"> (小篠通～後免中町間) ・電柱建替更新 <ul style="list-style-type: none"> (後免線・伊野線5本) ・変電所変成機器更新 <ul style="list-style-type: none"> (知寄町変電所No.1 主要変成器) ・電車線張替 <ul style="list-style-type: none"> (宝永町～葛島橋東詰間) ・通信線張替 <ul style="list-style-type: none"> (長崎～住吉通間) 		

第2部 鉄道交通の安全

1 鉄道交通環境の整備

(2) 運転保安設備等の整備

機関名	四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
-----	---------------------------------------

実施計画

（四国旅客鉄道（株））

- ・列車衝突、列車脱線等の重大事故を防止するため、引き続き誤出発防止用ATSの設置等の整備を進める。（高知県内で0箇所の予定）

（土佐くろしお鉄道（株））

- ・木枕木をPC枕木に交換し、車輪押圧や輪重による軌道狂いに対する軌道強化を行うことにより列車運行の安全性向上を図る。

中村線 1,550本

- ・経年による腐食・摩耗・波状摩耗のレールを交換し、軌道強化により脱線等の事故発生リスクを低減し列車運行の安全性向上を図る。

中村線 735m

（とさでん交通（株））

- ・保安設備については引き続き推進を図る。

第2部 鉄道交通の安全

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

	機関名	運輸局 四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
--	-----	--

実施計画

（運輸局）

- ・学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンなど広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識の周知

（四国旅客鉄道（株））

- ・踏切事故の原因の大半を、ドライバーや歩行者のルール無視やマナー違反が占めていることから、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーン、マスメディア等での「踏切安全通行PR活動」や踏切事故防止に対する啓発活動を実施、関係機関との連携を図りながら、踏切事故防止に向けた取り組みを継続して実施していく。

（土佐くろしお鉄道（株））

- ・例年11月に実施している、踏切事故防止キャンペーンに合わせて沿線住民及び関係機関（市町村・警察署・自動車学校）との交流を図り、踏切事故防止の知識の普及や理解に努める
- （とさでん交通（株））
- ・小学生等の車庫見学において、安全啓発活動の実施。
- ・踏切事故防止について、ポスターの掲示等によるキャンペーンを実施し、学校・沿線住民に対し、踏切道の安全通行や鉄道事故防止に関する知識の普及及び意識の高揚を図る。
- ・停留場における利用者事故防止のための巡回活動やポスター掲示等啓発活動を実施

第2部 鉄道交通の安全

3 鉄道の安全な運行の確保

(1) 保安監査の実施

機関名

運輸局

実施計画

(運輸局)

- ・鉄道事業者に対し、定期的に又は事故等の発生状況等に応じてメリハリの効いたより効果的な保安監査等を実施し、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況、安全管理体制等について適切に指導
- ・過去の指導のフォローアップを強化する等、保安監査の充実

第2部 鉄道交通の安全

3 鉄道の安全な運行の確保

(2) 運転士の資質の保持

機関名

運輸局
四国旅客鉄道（株）
土佐くろしお鉄道（株）
とさでん交通（株）

実施計画

（運輸局）

- ・動力車操縦者運転免許試験を適正に実施
 - ・運転管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導
- （四国旅客鉄道（株））
- ・運転士の資質の維持・向上に向けた定例訓練及び車両知識・応急処置能力・異常時対応能力等の向上に向けた各種訓練を実施する。
 - ・訓練、点呼、添乗等により、運転士個々の知識・技能の把握に努め、適切な指導・教育を実施することにより、運転士の資質の維持・向上に取り組む。
 - ・安全統括管理者・運転管理者を始め、本社管理部門による現業機関への巡回及び点検を実施し、基本動作・基準作業の実施状況の把握と指導に取り組む。

（土佐くろしお鉄道（株））

- ・運転適性検査を定期的に実施して、乗務員の資質管理に努める
- ・乗務点呼において、健康状態チェックリストを活用し乗務員の健康状態の把握に努める
- ・乗務員の規程等の理解度を把握して個人指導の際の参考とするため、業務研修会で、規程等についての理解度 テスト（安全診断）を実施
- ・添乗指導を実施して、乗務員の業務知識、技能の習熟度や知悉度を把握に努める

（とさでん交通（株））

- ・適性検査を実施して、運転士の資質保持に努める。
- ・全従事員に定期的に実施する訓練・研修・考查を確実に実施。
- ・5年未満の新人運転士及び事故惹起者等資質保持のため、確実に研修・教育を実施し、その理解度を測るとともに結果を踏まえた研修内容等の見直し。
- ・運転管理者及び乗務員指導管理者の知識の向上・維持を図るため研修への積極的な参加。
- ・運転士の適宜面談による健康状態の把握

第2部 鉄道交通の安全

3 鉄道の安全な運行の確保

(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	機関名	運輸局 四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）

実施計画

(運輸局)

- ・鉄道事業者の安全担当者等を構成員とする保安連絡会議を開催し、鉄道事故、インシデント（事故が発生するおそれのある事態）等の情報及びその再発防止対策に関する情報を共有
- ・全国で発生した事故等の原因、再発防止対策を共有し、その活用を図るため、運輸安全委員会等調査報告書を鉄道事業者へ提供

(四国旅客鉄道（株）)

- ・安全上のトラブル情報については、社内で展開しているヒヤリハット運動及びリスクアセスメントとして、積極的な取組みを推進するとともに水平展開を行い、事故を芽のうちに摘み取る運動の展開に取り組む。
- ・他鉄軌道事業者において発生した情報を収集し、本社及び関係現業機関等に展開・共有するとともに、他山の石として活用することで、同種トラブルの防止に取り組む。
- ・これまでに培ってきた安全に関わる「ルールの成り立ち」や「過去の事故に至る背景等の経験知」を確実に未来に引き継ぎことで、「安全を普段着の行動とする文化」を根付かせる。そのための教育を今年度も引き続き実施する。

(土佐くろしお鉄道（株）)

- ・ヒヤリハット運動、インシデント情報・保安情報の事例を収集、分析し対策等を社内の安全対策委員会等で協議による情報の共有を図る。

(とさでん交通（株）)

- ・安全上のトラブル情報の収集を図り、再発防止策に活用。
- ・関係機関からの鉄道運転事故等の保安情報を現場への周知や教育に取り組み、事故の未然防止図る。

第2部 鉄道交通の安全

3 鉄道の安全な運行の確保

(4) 気象情報等の充実

機関名

気象台
四国旅客鉄道（株）
土佐くろしお鉄道（株）
とさでん交通（株）

実施計画

（気象台）

- ・鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象庁ホームページや報道機関等を通じたリアルタイムでの情報の提供とともに、気象情報等の利用に関する広報や講習会の開催などにより、気象知識の普及等を行う

（四国旅客鉄道（株））

- ・定期・不定期で開催されている気象に関する連絡会や勉強会等に積極的に参加し、気象に対する知識の取得に努めるとともに、関係機関との連携と情報の共有化を図り、安全な運行に努める。

（土佐くろしお鉄道（株））

- ・台風・大雨・地震等の自然現象について、的確な実況監視を行い、気象警報・注意報及び津波警報等に関する情報の質的向上と適切及び迅速な伝達に努める
- ・気象庁が発信する「緊急地震速報」を受信して運行中の列車等に向けて発報する、「早期地震通報システム」を運用して、大規模地震等にかかる旅客等の安全の確保に努める

（とさでん交通（株））

- ・自然災害について、気象情報に関する知識の向上を図るとともに迅速かつ的確な情報伝達に努める。
- ・運輸防災マネジメントセミナー研修等の勉強会・講習を積的に参加し、災害等の知識のブラッシュアップを図る。
- ・定期的に高知気象台による勉強会を実施し、気象状況に関する知識の向上を図る。

第2部 鉄道交通の安全

3 鉄道の安全な運行の確保

(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

機関名

運輸局

実施計画

(運輸局)

- ・国及び鉄道事業者における夜間・休日を含めた緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合の迅速かつ的確な情報の収集・報告体制の整備
- ・鉄道事業者に対し、列車の運行状況や被害状況の的確な把握、旅客等への適切な情報提供及び迅速な復旧に必要な体制整備を指導

第2部 鉄道交通の安全		
3 鉄道の安全な運行の確保		
(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	機関名	運輸局
実施計画		
(運輸局) ・鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を確認する運輸安全マネジメント評価を実施して、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認		

第2部 鉄道交通の安全

3 鉄道の安全な運行の確保

(7) 計画運休への取組	機関名	運輸局 四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
--------------	-----	--

実施計画

（運輸局）

- ・気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導
- ・情報提供を行うに当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、計画運休時等における多言語案内体制の強化を指導

（四国旅客鉄道（株））

- ・気象庁及び鉄道局等、関係機関より発出される気象に関する情報を早期に収集し、社内において情報共有を行ない、事前の列車運行計画（運休や運転の再開）に反映させることで、安全運行の確保に取り組む。
- ・計画運休を実施する場合は、ホームページや駅案内板等において、多言語による案内を実施する。

（土佐くろしお鉄道（株））

- ・台風接近に伴い、進路予報などを勘案したうえで、対策本部を設置し計画運休について検討する。また、大雨が予想させる場合においても早目の協議に努める。

（とさでん交通（株））

- ・気象情報の気象レーダ・実況レーダによる解析情報や最新の気象予測情報を活用し、大雨時・暴風時・降雪時の路線ごとの運行管理体制について路線の特徴に応じた計画運休を検討する。また、計画運休を実施する場合や運行再開時には、利用者等が適切な行動を選択できるようできる限り、具体的な情報提供を適切なタイミングで行う。

第2部 鉄道交通の安全

4 鉄道車両の安全性の確保

機関名	運輸局 四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）

実施計画

(運輸局)

- ・安全性の高い車両を維持するための確実な車両検査の実施、車両保守の推進を図るよう指導（四国旅客鉄道（株））
- ・車両の定期検査の確実な実施と、老朽部品の計画取替を継続して推し進めることにより、車両の安全確保を図る。

(土佐くろしお鉄道（株）)

- ・車両の定期検査及び老朽部品の機器更新を計画
- ・定期検査

中村・宿毛線 ・・・ 3両（特急車両1両・普通車両2両）

ごめん・なはり線 ・・・ 2両（普通車両2両）

- ・機器更新

ごめん・なはり線 ・・・ 3両

(とさでん交通（株）)

- ・車両の定期検査及び老朽部品の機器更新を計画

定期検査 13両

全般検査（ワンマン車12両）

重要部検査（ワンマン車1両）

- ・機器更新

補助電源装置更新 2両

- ・客席シートの防炎化 3両

第2部 鉄道交通の安全

5 救助・救急活動の充実

	機関名	運輸局 四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
--	-----	--

実施計画

（運輸局）

- ・鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、異常時を想定した総合的な訓練の実施、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と警察・消防機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進

（四国旅客鉄道（株））

- ・年間をとおして推進する「安全推進計画」において、お客さま及び従業員の人命を守ることを主目標に掲げ、人命最優先の意識の高揚を図る。
- ・異常事態発生時、安全・迅速な避難誘導、救助・救急活動を行えるよう、総合事故対策訓練、地震津波発生時の避難誘導訓練、トンネル内列車火災発生時の避難誘導訓練、本四備讃線異常時取扱い訓練等を計画的に実施し、異常時における対応能力の向上を図る。

（土佐くろしお鉄道（株））

- ・警察・消防・病院等との合同訓練や社員を対象とした訓練を実施して、連絡・協力体制の構築及び社員の知悉度の向上に努める

（とさでん交通（株））

- ・異常事態発生時、迅速な避難誘導、救助・救急活動を実施できるよう、関係機関と連携・協力体制の強化を図り、計画的に訓練の実施

（防災訓練 9月、事故対応訓練 12月、テロ対応訓練 12月 実施予定）

第2部 鉄道交通の安全

6 被害者支援の推進

機関名	運輸局 四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）

実施計画

（運輸局）

- ・被害者等に国土交通省「公共交通事故被害者支援室」をコンタクトカード配布により紹介し、相談を受理
- ・職員に対する教育訓練等を実施
- ・「公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドライン」に基づき、事業者に対して支援計画の策定を促すなど、支援の充実に向けた取組を図る。
- ・大規模事故発生時には、災害対策本部に被害者等のための窓口を設置し、安否情報・事故情報等必要な情報を提供。中長期的には、被害者等からの要望に応じ、事故当事者である事業者に対する指導・助言や事故調査情報の提供、生活相談、「心のケア」に関する相談があれば関係機関を紹介

（四国旅客鉄道（株））

- ・必要に応じて、被害者等支援計画に關係するマニュアルの改正等を適宜実施する。

（とさでん交通（株））

- ・被害者等への支援の取組みを着実に実施。

第2部 鉄道交通の安全

7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止

機関名	運輸局 四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）

実施計画

（運輸局）

- ・鉄道事故等及びインシデント（事故が発生するおそれのある事態）の原因究明と再発防止対策の確実な実施を指導

（四国旅客鉄道（株））

- ・国土交通省・運輸局・各鉄軌道事業者等から情報提供のある鉄軌道運転事故等の各種情報を、社内において情報共有するとともに、各主管部を通じ現場周知を行い同種事故の再発防止に向けた取り組みを展開する。

- ・鉄道事故等の発生時は、社長を委員長とし毎月開催している「安全推進委員会」において、事故原因の究明と対策について検証を行い、同種事故の再発防止に取り組む。

（土佐くろしお鉄道（株））

- ・令和5年6月に発生した、列車脱線事故を教訓として、今年度についても引き続き降雨時における安全対策の徹底を図る。
- ・令和5年8月に発生した、倒木と衝突した事故に鑑み、徒步巡回や列車巡回の際に枯れ木や倒木の恐れのある雑木等の早期発見に努める。

（とさでん交通（株））

- ・事故防止対策に関して、事故の要因を人・環境・設備・マニュアルなど多角的に分析し、ソフト・ハード両面から再発防止に努める。
- ・調査課員の研修を充実させるとともに、各種事故の調査情報を収集し、調査・分析の技術の向上を図る。

第3部 踏切道における交通の安全

1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

	機関名	運輸局 四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
--	-----	--

実施計画

（運輸局）

- ・道路管理者と調整等を図り、歩道が設置されていない踏切道への歩道の新設等、歩行者及び通行者等の安全を確保
- ・新設道路は立体交差とし、道路拡幅計画では鉄道側と道路側で事前に調整を図るよう指導（四国旅客鉄道（株））
- ・踏切障害事故を防止するため、道路管理者等と連携・協力し立体交差化・構造改良等を継続して実施する。

（踏切道の構造改良・・・・・・・令和6年度：高知県内の計画は0箇所）

（踏切道の立体交差化・統廃合・・・令和6年度：高知県内の計画は0箇所）

第3部 踏切道における交通の安全

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

機関名	運輸局 四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）

実施計画

(運輸局)

- ・踏切遮断機の新設、既設踏切保安設備の改良や高規格化を推進し、事故回避に向けた取り組みを促進するよう指導

(四国旅客鉄道（株）)

- ・令和6年度においても踏切障害事故の発生を防止するため、これまで実施してきた踏切支障報知装置設置、踏切警報灯の視認性向上等を継続して実施する。

(令和6年度：高知県内の計画はなし)

(土佐くろしお鉄道（株）)

- ・通行車両等が踏切道内にて脱輪等の理由で列車の運行に支障が発生した場合、特殊信号発光器を点滅させることにより列車に対して異常を知らせ、通行車両と列車の触車事故を未然に回避する等、踏切道の安全性を向上させるため、踏切に支障報知装置を新設。

中村線 1箇所 万行踏切

第3部 踏切道における交通の安全

3 踏切道の統廃合の促進

	機関名	運輸局 四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
--	-----	--

実施計画

(運輸局)

- ・道路管理者との調整等を図り、踏切道の構造改良等の事業実施にあわせて、近接踏切道のうち、その利用状況や迂回道路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて統廃合を促進

(四国旅客鉄道（株）)

- ・踏切事故を防止するため、道路管理者等と連携・協力し3・4種踏切の廃止もしくは1種化の検討について引き続き推進する。

(令和6年度：高知県内の計画はなし)

(とさでん交通（株）)

- ・後免線4種踏切道の統廃合に向け南国市と継続協議実施予定

第3部 踏切道における交通の安全

4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置

機関名	運輸局 四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）

実施計画

（運輸局）

- ・自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、安全な踏切道の通行及び踏切支障時における非常ボタンの操作等緊急措置方法の周知を図るため踏切事故防止キャンペーンを実施

（四国旅客鉄道（株））

- ・ドライバー及び歩行者のマナー、モラルの向上を目指した踏切事故防止キャンペーン等を実施するとともに、踏切事故防止のためマスメディア等を活用して安全通行の啓発に努める。
- ・踏切認知度向上を目的とした踏切内ペイント舗装を継続して実施する。

（令和6年度：高知県内の計画はなし）

- ・落輪復旧スロープを継続して設置する。

（令和6年度：高知県内の計画はなし）

- ・踏切ブロックのカラー化を踏切改良時に合わせ実施する。

（令和6年度：高知県内の計画はなし）

（土佐くろしお鉄道（株））

- ・踏切事故防止キャンペーン（例年11月1日～10日）

学校・沿線住民・運送事業者を対象に、列車防護訓練・踏切脱出訓練等を行い、鉄道の安全に関する知識の浸透を図る

（とさでん交通（株））

- ・高知広域都市計画事業「篠原土地区画整理事業」に伴い踏切道の改良（遮断機・警報機設置）について協議継続中